

第 11 章 準備書に係る意見の概要及び事業者見解

11.1 市民意見の概要及び事業者見解

環境影響評価準備書についての市民から提出された意見及びそれに対する事業者の見解は、市民から提出された意見がなかったため、事業者見解はありません。

11.2 市長意見及び事業者見解

環境影響評価準備書に対する市長意見とそれに対する事業者見解は以下のとおりである。

11.2.1 前文

前文についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 11-2-1 に示すとおりである。

表 11-2-1 市長意見と事業者見解【前文】

市長意見	事業者見解
<p>本事業は、事業者が排出する廃プラスチック類、ガラスくず等を埋立処分する、いわゆる安定型の産業廃棄物最終処分場を増設しようとするものであり、広島市の水源である太田川流域に立地している。</p> <p>このため、事業の実施にあたっては、埋立に伴う河川等への水質汚染防止対策に万全の環境保全措置が求められる。</p> <p>また、処分場の増設に伴い長大な法面が生じることから、集中豪雨等による崩壊等が生じないよう法面の状況を定期的に調査し、必要に応じて適切な措置を講じるなど、施設の安全管理も不可欠である。</p> <p>こうしたことを踏まえ、今後、事業者により適切な環境保全措置が実施され、環境への影響が可能な限り低減されたものとなるよう、広島市環境影響評価審査会の答申を最大限に尊重し、市長意見を述べる。</p>	<p>当該事業は、性状的に安定し、いわゆる汚水が出ない廃棄物を処分する安定型の産業廃棄物最終処分場の増設事業であるが、広島市のみならず広島県西部地域の水源となっている太田川流域に立地することから水質汚濁防止対策には万全の環境保全措置を講じます。</p> <p>具体的には、「第 7 章 7.5 水質及び 7.6 地下水汚染」に記載したとおり、造成工事中、供用時について万全の環境保全措置を講じます。</p> <p>また、集中豪雨等の異常気象による災害は、事業を進める上で、土地の安定は大前提であり、法面の崩壊等生じないような施設の安全管理を徹底します。</p> <p>具体的には、以下に示す対策を講じることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等による崩壊等が生じないよう定期的に法面等の目視観察（亀裂、崩壊等の有無）を実施します。 ・気象庁による雨量に関する注意報及び警報が発令された場合は、現地に作業員を待機させ、防災作業用資材及び機械を整え、巡回等を実施します。 <p>降雨量については、気象情報とともに白木事務所に設置した雨量計により常時把握します。</p> <p>事業の実施にあたっては、環境への影響が可能な限り低減されたものとなるよう環境保全措置を講じることとしていますが、以下に市長意見に対する事業者見解を述べます。</p>

11.2.2 事業全般について

事業全般についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 11-2-2、表 11-2-3 に示すとおりである。

表 11-2-2 市長意見と事業者見解【事業全般について】

市長意見	事業者見解
<p>(1) 事業の実施にあたっては、事業に関する情報の積極的な公開に努め、市民の疑問や意見に対しては、事業に係る全ての局面において誠意を持って対応すること。</p>	<p>地域住民等に、事業に関する情報等（水質調査結果等）を積極的に公開し、事業に係る全ての局面において誠意を持って対応します。</p>

表 11-2-3 市長意見と事業者見解【事業全般について】

市長意見	事業者見解
<p>(2) 準備書に記載された環境保全措置や事後調査を確実に実施するとともに、特に周辺地下水等への汚染を未然に防止する観点から、廃棄物処理に係る関係法令の遵守はもとより、廃棄物の搬入管理や周辺地下水等の水質の把握及びその結果に基づく必要な環境保全措置に万全を期すこと。</p>	<p>評価書に記載した環境保全措置や事後調査は確実に実施します。</p> <p>特に周辺地下水等への汚染を未然に防止する観点から、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入防止を徹底します。また、事後調査等により、関係法令等の基準値を上回った場合及び人為的な汚染が確認された場合は、すみやかに原因究明等を行うとともに、埋立処分を中止する等の対策を講じ、環境保全措置に万全を期します。</p>

11.2.3 事業計画について

事業計画についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 11-2-4 に示すとおりである。

表 11-2-4 市長意見と事業者見解【事業計画について】

市長意見	事業者見解
<p>最終処分場を適正に管理するため、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入を防止する対策として、埋立地側での内容は準備書に記載されているが、排出者側での確認も行うなど、更なる搬入管理の強化を図るための具体的な対策についても検討し、その内容を評価書に記載すること。</p>	<p>当該処分場における産業廃棄物の搬入管理体制は、「第 2 章 2.3 事業の内容」に記載したとおりです。</p> <p>一方、排出側での安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入を防止するため、「白木処分場搬入管理マニュアル」を作成しました。</p> <p>具体的には、毎月排出事業者への視察訪問を実施し、施設の確認、処理状況を調査し、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入防止対策を行っています。</p> <p>なお、このマニュアルは「第 2 章 2.3 事業の内容」に記載しています。チェックシートについては、p11-5 及び p11-9 に示しています。</p>

11.2.4 大気環境について

大気環境についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 11-2-5 に示すとおりである。

表 11-2-5 市長意見と事業者見解【大気環境について】

市長意見	事業者見解
<p>(1) 廃棄物の埋立に伴う粉じんの予測においては、類似事例を基に定性的に行われているが、引用した類似事例の風向、風速及び天気などの気象条件や時間帯が示されていないことから、これらの条件を評価書に記載すること。</p>	<p>類似事例の風向、風速及び天気などの気象条件や時間帯を「第 7 章 7.1 大気質」に記載しています。</p>
<p>(2) 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音については、主要な搬入ルートである「ゆずりは農道」の一部地域において、現況調査結果及び予測値とも道路交通騒音が環境基準値より高い値を示していることから、廃棄物搬入車両の走行による騒音を低減するためのより具体的な対策について検討し、その内容を評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物搬入車両の走行による騒音を低減するため、以下に示す環境保全措置を新たに講じ、その内容を「第 7 章 7.2 騒音」に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物搬入車両等の走行による騒音の発生を低減させるため、周辺の廃棄物業者と協定を結び、法令速度の遵守や車両に無理な負荷をかけないように努めます。 ・安全運転を啓蒙するため、道路のそばに、法令速度を遵守する等の看板を設置します。

11.2.5 水環境について

水環境についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 11-2-6(1), (2)に示すとおりである。

表 11-2-6(1) 市長意見と事業者見解【水環境について】(その1)

市長意見	事業者見解
<p>(1) 既存の埋立処分場の水質調査結果において、放流槽で過去に有機塩素化合物が検出された経緯があり、その原因が造成工事に伴って使用された有機溶剤に由来するものとされているが、基準値以内ではあるものの他の有機性化学物質も検出されていることから、造成工事で使用した有機溶剤等の成分を示すなどにより、因果関係を明らかにすること。</p> <p>また、今後、事業を実施する際には、造成工事等で使用する有機溶剤等について事前にその成分等を確認するとともに、浸透水等への汚染防止のための適切な対応策を検討し、その内容を評価書に記載すること。</p>	<p>過去に放流槽で有機塩素化合物が検出され、基準値以内ではあるものの、他の有機性化学物質も検出されたことから、当時使用していた有機溶剤(型枠用剥離剤)の成分を分析し、因果関係を明らかにしようとしたが、当時使用していた有機溶剤は現在存在せず、その種名も特定できなかったため、原因の追究が十分できませんでした。</p> <p>しかし、以下に示す3つの理由から、造成工事で使用した有機溶剤(型枠用剥離剤)の流出が原因ではないかと考えられます。</p> <p>① 当時、一般的に使用されていた有機溶剤(型枠用剥離剤)は、ジクロロメタン等の有機塩素化合物が含まれていたものも使用されていた。</p> <p>② 現在、一般的に使用されている有機溶剤は、環境に配慮したジクロロメタン等を含まないものであり、その成分試験を行った結果、ベンゼン、陰イオン界面活性剤が検出された。</p> <p>③ 大雨で有機溶剤(型枠用剥離剤)を流出した直後以外は、放流槽で有機性化合物が検出されなかった。</p> <p>なお、当該処分場においては、今後も造成工事が必要なことから有機溶剤の使用は避けられないが、使用にあたっては、有機溶剤取扱管理マニュアル及びチェックシート(P11-6~P11-8 参照)を作成し、有害物質を極力含まないものを使用するとともに、有機溶剤を使用する場合は、処分場事務所で購入、管理し、不要になった場合は適正に処理します。</p> <p>この工程を従業員にも周知・徹底させ、有機溶剤等の流出による浸透水等への汚染防止に努めます。</p>

表 11-2-6(2) 市長意見と事業者見解【水環境について】(その2)

市長意見	事業者見解
<p>(2) 既設の観測井戸の水質調査で廃棄物の埋立以前から鉛、ヒ素等の重金属類が検出され、その原因が自然由来によるものとされているが、そのより正確な根拠を示せるよう、地下水や地質の追加的な調査について検討し、その内容を評価書に記載すること。</p>	<p>既設の観測井戸等から砒素等の重金属類の検出の原因を正確に把握するため、「第7章 7.5 水質, 7.6 地下水汚染, 7.7 水象, 7.8 土壌汚染」に記載したとおり、地下水や地質等の追加的な調査を実施しました。</p> <p>この追加調査の結果、事業計画地周辺の砒素等の移動モード概念図は以下に示すとおりです。地下水が高濃度の砒素及び鉛を含有する熱水変質帯や割目充填物に長時間接触して、砒素及び鉛が付加され、断層や付随する割目に沿って上昇し、表流水と合流し、放流槽（沈砂池）まで流下しているものと考えられます。</p> <p>したがって、豊水期で地下水位が高く合流する表流水量が多い場合には砒素等の濃度が下がり、渇水期で地下水位が低く表流水量が少ない場合には濃度が上昇して時々地下水環境基準を超過するものと推定されます。</p> <p>以上のことから、既設の観測井戸の水質調査で廃棄物の埋立以前から鉛、ヒ素等の重金属類が検出され、その原因が自然由来によるものと考えられます。</p> <p>なお、埋立区域内の浸透水の砒素等を除去するため、浸透水処理施設を設置し、処理した後、普通河川（大滝川）に放流します。</p> <div data-bbox="531 869 1382 1283" style="text-align: center;"> </div> <p>事業計画地周辺の砒素等の移動モード概念図</p>

11.2.6 景観について

景観についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 11-2-7 に示すとおりである。

表 11-2-7 市長意見と事業者見解【景観について】

市長意見	事業者見解
<p>景観に係る環境保全措置として、処分場の法面や跡地には在来種を用いた緑化を行うこととしていることから、景観の予測にあたっては、環境保全措置を見込んだフォトモンタージュを作成し、適正な予測・評価を行うこと。</p>	<p>平坦部には在来種による緑化を行い、環境保全措置を見込んだフォトモンタージュを作成し、適正な予測・評価を行いました。その内容は、「第7章 7.12 景観」に記載しています。</p>

排出事業者（中間処理施設）視察チェックシート

処理施設業者名		担当者名					
住所				Tel			
チェック項目							
施設	屋内			選別ライン	有		(人)
	屋外				無		
許可看板	有			機械選別	有		
	無				無		
作業員数			(人)	排出廃棄物の確認	木くず		その他確認物
重機台数			(台)		紙くず		
粗選別	有		(人)		有機物の付着		
	無				廃容器包装類		
破碎機	有				乾電池		
	無				廃プリント配線版		
圧縮機	有				廃石膏ボード		
	無				臭いの有無		
摘要							
視察者							

株式会社 クリショー

有機溶剤取扱管理マニュアル

災害、事故により、工事等で使用する有機溶剤が、土壌、河川に流出し、周辺環境を汚染することを防止するため、有機溶剤の使用については、以下の点を守ること。有機溶剤については以下の「有機溶剤の種類」の項を参考にする。

- ・ 工事等で、建設機械用使用燃料、剥離剤、接着剤、その他有機溶剤等の使用については、クリショー白木処分場所長（以下「所長」）所長が管理する。
- ・ 工事業者が有機溶剤を使用する場合は、有機溶剤持込使用届（P11-7 参照）を提出させること。
- ・ 工事終了後は、所長管理の下、有機溶剤を適切な場所に保管させること。
- ・ 有機溶剤の保管は、屋根のある場所や、容器カバーをかける等の対策を講じて、風による転倒、雨水がかかることを適切に防止すること。
- ・ 有機溶剤は、埋立地内で保管してはならない。

有機溶剤の種類

<第1種有機溶剤>

クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン（二塩化エチレン）、1,2-ジクロルエチレン（二塩化アセチレン）、1,1,2,2-テトラクロルエタン（四塩化アセチレン）、トリクロルエチレン、二硫化炭素

<第2種有機溶剤>

アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール（2-プロパノール）、イソペンチルアルコール（イソアミルアルコール）、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルフ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（ブチルセロソルフ）、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（ブチルセロソルフ）、エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルフ）、オルト-ジクロルベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル（酢酸イソアミル）、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル（酢酸ノルマルアミル）、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1,4-ジオキサン、ジクロルメタン（二塩化メチレン）、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロルエタン、トルエン、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン

<第3種有機溶剤>

ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンゼン、テレピン油、ミネラルスピリット

有機溶剤持込使用届

年 月 日

会社名： _____

現場責任者氏名： _____ (印)

このたび、下記の有機物質等を持込み使用するのでお届けします。なお、使用に際しては、処分場所長の指示に従います。

	商品名	メーカー名	搬入量	含有成分
使用材料				
使用目的				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
作業主任者				
備考				

有機溶剤取扱チェックシート

有機溶剤持込業者名	担当者名		
住所			Tel
チェック項目			
使用材料	商品名は有機溶剤持込使用届と一致しているか		
	メーカー名は有機溶剤持込使用届と一致しているか		
	搬入量は有機溶剤持込使用届と一致しているか		
	含有成分は有機溶剤持込使用届と一致しているか		
有機溶剤の保管場所は適切か			
使用目的は有機溶剤持込使用届と一致しているか			
使用期間は有機溶剤持込使用届と一致しているか			
作業主任者は有機溶剤持込使用届と一致しているか			
摘要			

株式会社 クリショー

展開検査チェックシート

日付： ____ / ____ / ____

記入： _____

推進委員	作業所長
/ / /	/ / /

	異常												正常		
	荷姿異常あり	目視状態異常あり	木片あり	布片あり	紙片あり	使用済容器あり	弁当空あり	腐敗臭あり	配線板あり	鉛蓄電池あり	ブラウン管あり	飛散石膏ボードあり	自動車等破壊物あり	その他不適物	安定五品目
排出業者															